No. 84

発行 15.5.21 JR東労組業務部

3 回目

第 13 項 社宅居住期間制限を導入する理由および制限年数を 15 年とした根拠を明らかにすること。 また、昭和 62 年 4 月以降の社宅居住期間を通算して期間を算出する理由を明らかにすること。

●期間制限を導入することにより、住む所を考えるきっかけになる。

●他企業の平均制限年数(9.7年)を参考に決定。

解明

●ローンを組むにも 40 歳代前後がちょうど良い時期との考えがある。

制度には線引きが必要であり、JR発足してからの居住をカウントした。

傾斜家賃制度導入時に それでも社宅に住もうと考えた人がいて、 まさか15年で出ろと言われるとは想定していなかった。

昭和62年4月に強って 通算するべきではない!

第 14 項 社宅居住期間制限の特別措置として「社会通念上期間延長が必要と認めた場合」の適用範囲を明らかに すること。

●周りの人が見て納得できる理由がある場合を、「社会通念上期間延長が 必要と認めた場合」として厚生部長が判断する。

●広域異動者については事情を考慮して「社会通念上期間延長」を適用

第 15 項 会社が認める期間延長に対して、特例傾斜家賃制度を導入する根拠を明らかにすること。 また、現在導入されている傾斜家賃制度の今後について考え方を明らかにすること。

●15 年で出る人と特別措置を受ける人との公平性のため特例傾斜家賃を導入。会社が「社会通念上」必要と認めるのに、

●現行の傾斜家賃制度は継続し、特例傾斜家賃も合わせて掛ける。

一般賃貸は社宅の6~8倍の家賃。特例傾斜家賃は最大でその半分の3倍。

1.6 倍×3.0 倍=4.8 倍

第 16 項 社宅使用料金の見直し理由は何か明らかにすること。

●世間の経済状況を踏まえて見直す。 (ここ 10 年の社宅利用料 JR 東日本:8%減、他社平均:15%以上増)

▶見直し前年の消費者物価指数を参考に見直す。(極端に変わる場合、家賃が極端に変わらないよう調整)

毎年見直しは困難、長いと間延びすることから3年を設定。

●平成 28 年 4 月の改定は、前回改定との比較でおこなう。(前回改定から今の消費者物価指数は約 6%上昇)

第 17 項 現在までの「イーストハイム(昭和 62 年 4 月以降設置された社宅)」の使用料金を決定した根拠を明 らかにすること。また、今後 1,000 円/月を加算する必要性を明らかにすること。

●国鉄時代から構造や建築面積等を元に社宅使用料を算定しており、イーストハイム(以下「EH」)も同様。

●EH は国鉄時代からの社宅に比べ会社持ちの設備(エレべーター、 コンロ、 給湯器、 換気扇)があり公平性のため設定。

●1000 円は設備の減価償却費の3割相当を居住者に負担してもらうとの考え方。 **社会によりに転したが額はかし**

●社宅廃止により移動をお願いするが、嫌なら違う社宅に入って人もいる。

第 18 項 社宅及び寮の使用料金地域区分を変更する理由を明らかにすること。

●「公平性」「わかりやすさ」の観点から住宅ローン支援金制度、住宅援助金制度と統-

●現に居住している人は、居住中は改定前の単価を適用。

加坡区分加坡更色色含面形

B→A 地域:13 箇所 C→B 地域:10 箇所

第 19 項 持家取得促進を図る際に、新たな制度を策定する考えを明らかにすること。 また、会社の住宅ローン新設計画はあるのか明らかにすること。

)所有住宅支援一時金の新設、住宅ローン支援制度の改正、財形(住宅)貯蓄支援項目追加が「新たな制度」。

会社からの無利子貸付や、会社の住宅ローンの新設計画は考えていない。

●不動産提携割引制度や住宅セミナーなどの既存の制度を充実させていく。

第 20 項 会社の施策によって持ち家の取得を推進することによる社員の對発地に対する考え方を明らかにすること。

●住環境制度の改正により、勤務地に対する考え方は変わらない。 (これまで通り居住地を見て行くが、転勤により近くなる場合も遠くなる場合もある)

モニター通勤制度について、現制度が適当と考えている。